

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 7 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ堅田店 大津市衣川一丁目 36 - 7

2 意見の概要 大津市からの意見

- (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
- (2) 地元の学区自治連合会長および自治会長に事業内容を説明するとともに、当該自治会の活動に関する要望があれば協力をお願いしたい。
- (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
- (4) 工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講ずること。
- (5) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を届出すること。
- (6) 土壌汚染を未然に防止するため、造成に用いる土砂は有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
- (7) 当該事業において 3,000 平方メートル以上の盛土、切土等の土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第 4 条に基づく届出が必要となるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要に応じて、形質の変更等の着手の 30 日前までに届出すること。
- (8) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第 20 条に規定される生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第 21 条の規定に基づき事前協議を大津市環境部環境政策課と行うこと。
- (9) 設置される施設および機器によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当することがあるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議を行い、必要に応じて、各該当法令に定める期日までに届出書を届出すること。
- (10) 当該店舗から排出される事業系一般廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
- (11) ごみの減量化、再資源化に努めること。
- (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
- (13) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 16 条の保管基準を順守すること。
- (14) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (15) 都市計画法第 53 条による建築の許可について、内容に変更が生じた場合は取り止め届を届出し、新たに許可を得ること。
- (16) 景観法に基づく届出について、事前に届出している内容から変更がある場合は行為変更届が必要なため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (17) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
- (18) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法第 12 条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (19) 計画変更に伴い都市計画法第 29 条の許可が必要となることがあるため、計画変更の内容について大津市都市計画部開発調整課と協議すること。
- (20) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
- (21) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
- (22) 危険物を貯蔵、または取り扱う場合は、消防関係法令を順守すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 28 年 7 月 29 日から平成 28 年 8 月 29 日まで